

公 募 公 告

次のとおり公告します。

1 公募に付する事項

- (1) 事業等の名称：「北方四島交流事業」（四島側訪問団の受入れ）の委嘱
- (2) 事業等の実施予定時期：平成29年5月頃～平成29年11月頃まで
- (3) 業務履行に必要なとなる条件（仕様書）：別紙のとおり

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28、29、30年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」を有する者であること。
- (4) 業務の内容を熟知した者。
- (5) 過去に同様業務の実績を有する者。
- (6) 北方領土問題の経緯等に関し十分な知識を有し、北方領土返還要求運動の実績を有する者。
- (7) 平成29年度予算成立後の契約を可とする者。

3 公募説明会

- (1) 開催日時：平成29年 2月15日（水） 15時
- (2) 開催場所：〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
欧州局会議室
- (3) 説明事項：業務の概要等に関する事項
- (4) 説明会参加申込み：本説明会に参加を希望する者は、上記（1）の開催日時の前日午後5時までに、FAX等の書面により次の係に申込みを行って下さい。

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省欧州局ロシア課 担当：城野

電話：（代）03-3580-3311（内）5265

F a x：03-5501-8299

4 応募申込み

(1) 応募申込書提出期限：平成29年3月10日（金） 15時

(2) 提出場所：上記3（4）に同じ。

(3) 提出すべき書類等：

①応募申込書，②資格審査結果通知書（写），③業務仕様書に示す書類及びその他公募説明会において提出を求めた書類。

以上公告する。

平成29年 2月 1日

外務省欧州局ロシア課長 毛利 忠敦

仕 様 書

1 件名

北方四島交流事業（平成２９年度四島交流四島側訪問団の受入れの実施）

2 事業概要

（１）四島交流とは、１９９１年１０月１４日付けの日本国及びソ連邦の外務大臣間の往復書簡に従い、北方領土問題の解決を含む我が国とロシア連邦との間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを目的として、旅券・査証なしで行われる日本国民から構成される訪問団による我が国固有の領土である北方四島への訪問及び北方四島に居住するロシア連邦国民から構成される訪問団による我が国の諸地域への訪問をいう。

（２）四島交流事業の実施に際しては、日本国民の訪問は内閣府が、北方四島に居住するロシア連邦国民の訪問は外務省が担当している。ロシア国民の訪問に関しては、四島交流の枠組みにより、２０１６年度までに、９、１０８名の四島住民が北海道本島を始めとした各地を訪問し、日本国民との住民交流会、各地の視察を行うなど、日本国民と四島住民との相互理解の深化に努めている。

(3) 平成29年度においても四島交流事業実施が予定されており、そのうち北方四島に居住するロシア国民の我が国諸地域への訪問事業を6回程度実施することを予定しており、概ね以下のような構成とする。

ア 北海道本島での受入れ4回（うちファミリー1回、一般1回、青少年1回、日本語習得1回）程度。

イ 北海道本島以外での受入2回（うち一般1回、青少年1回）。

3 委嘱業務の内容

ロシア国民訪問団を受け入れるに当たって必要となる事務的作業の実施。
具体的には、少なくとも以下の業務を含むこととする。

(1) 訪問団を受け入れるに当たっての四島側実施団体及び北方領土返還

要求団体等との調整（調整に要する費用の支払いを含む。）。

(2) 訪問団が根室港に到着してから、同港より出発するまでの間、外務

省と協議の上、本件受入れ事業の枠内で実施される住民交流会、各種視察等のアレンジ。

(3) 一般受入の際に、毎回希望者6名程度に対し、専門健康診断（人間

ドック、脳MRI等）を実施すること。実施にあたって必要となる

書類の翻訳、及び、診断結果表の翻訳を行い、受診者に送付するこ

と。専門健康診断・検診受診料及び診断結果表の翻訳経費は、受診

者が負担するものとし、それ以外の経費は、四島交流実施の経費に含めて計算すること。

(4) 北方四島と根室の間の訪問団の移動に必要な「えとぴりか号」の備船及び(2)(3)に記載した行事に参加するための滞在中の交通手段の確保(契約、費用の支払いを含む。)

(5) 訪問団の宿泊先の留保(契約、費用の支払を含む。)

(6) 訪問団に同行するエスコート及び通訳の確保(契約、費用の支払を含む。)

(7) その他、訪問団の滞在に係る諸経費(食事等)の負担。

(8) 報告書の作成及び提出(契約、費用の支払を含む。)

(9) 訪問団の受入れは概ね北海道本島(4回程度)及び北海道本島以外(2回程度)が予定されているがいずれか一方のみでも可。

(10) 訪問団の安全を確保し、団体としての訪問を円滑に実施すること。

4 委嘱業者の条件・要件

(1) 本件事業は、北方領土問題の解決を含む我が国とロシア連邦との間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを目的として行われているもので

あることから、北方領土問題、北方領土返還要求運動及び四島交流に関する深い知識を有すること。

（２）一行が滞在中は、四島住民と日本国民との相互理解の増進を図り、もって平和条約締結交渉問題の解決に寄与するとの四島交流の目的に沿って、北方領土返還要求団体等と協力して、四島住民との住民交流会等北方領土問題に関する相互理解を深める行事を含んだ日程を組む必要があることから、委嘱業者については、北方領土返還運動を実施している団体、もしくは北方領土返還要求団体と関係を有している団体であることがより望ましい。

| | |-------| | 5 再委託 | |-------|

（１）上記３（２），（３）の本件受入れ事業の枠内で実施される専門健康診断及び各種視察等のアレンジ，３（４）北方四島と根室の間の訪問団の移動に必要な「えとぴりか号」の傭船及び３（２），（３）に記載した行事に参加するための滞在中の交通手段の確保（契約，費用の支払いを含む。），上記３（５）訪問団の宿泊先の留保（契約，費用の支払を含む。），上記３（６）訪問団に同行するエスコート及び通訳の確保（契約，費用の支払を含む。）については，書面にて事前に外務省の許可を得て業務を再委託することも可能であるが，その場合は，競争原理を取り入れ，コスト削減に努

めること。

(2) 再委託にあたっては、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について書面に記載することとする。

6 検査及び検収

(1) 受託者は、各事業が終了した際に速やかに業務報告書を外務省または外務省が指定する場所に提出し、外務省または外務省が指定する職員による検査・検収を受けるものとする。

(2) 受託者は、前項の検査に合格した時をもって業務を完了したものとする。

(3) 上記(2)の規定による検査の結果、不合格のものについては、外務省の指示に従い遅滞なく修正を行い、再度検査を受け、業務を完了させなければならないものとする。

(4) 上記(3)の場合において生じる一切の経費は受託者の負担とする。

(5) 上記(1)～(3)をもって業務の検収とする。

7 精算

受託者は、上記6 検査及び検収が完了した後、各事業ごとに所要経費を外務省へ請求できるものとする。

8 契約期間

平成29年4月下旬～平成30年3月31日（予定）

（ただし、契約は平成29年度予算の成立が条件）

9 秘密保持

（1）受託者は、本契約の履行にあたり知りえた外務省の秘密に属する事項について、本契約期間中、契約完了後の如何を問わず、これを漏洩又は他の目的に使用してはならないものとする。

（2）受託者は、上記5に基づき本件業務の一部を再委託する場合には、その再委託先、再々委託先等にも秘密保持を遵守せしめるものとする。

平成 年 月 日

(提出日を記載して下さい)

応募申込書

外務省欧州局
ロシア課長 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

(社印及び代表社印を捺印して下さい)

当団体は、外務省欧州局ロシア課が行う「北方四島交流事業」(四島側訪問団の受入れ)の委嘱先となることを希望いたします。